

大阪府監査委員告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府公安委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年12月19日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	清水	涼子
同	和田	秋夫
同	三田	勝久

1 指摘事項に対する措置

ア 歳出関係

(契約事務について)

監査対象機関名	警察本部（総務部施設課）
監査実施年月日	平成24年5月28日から同年8月8日まで
監査の結果	措置の状況
業務委託契約の事務手続において、一部事業費を予算で債務負担行為として定めず、また支出負担行為に係る手続を行わずに契約を締結していたものがあった。	予算で債務負担行為として定めなければならない事業については、必ず債務負担行為の予算要求を行うこととします。 また、支出負担行為を行う場合は、経費支出伺書を確実に作成することとし、手続に誤りのないよう、関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めるように、平成24年10月に開催した補佐会議において指示し、課員に周知・徹底しました。